

発議第1号

ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及びかほく市議会会議規則（平成16年かほく市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、標記の議案を次のとおり提出します。

令和4年3月18日提出

提出者 かほく市議会議員 坂井 正靱

賛成者 かほく市議会議員 金子 猛

賛成者 かほく市議会議員 丸井 一範

かほく市議会議長 猪村 博靖 様

ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議

2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻に踏み切った。我が国を含めた国際社会が再三にわたり強く自制を求めてきたにもかかわらず、侵攻に至ったことは、欧州地域全体の平和と安定を損なう行為であり、さらに核兵器の使用も辞さない姿勢を表明することは、世界全体の安定をも脅かす許しがたい暴挙である。

ロシアによる一連の行動は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがし、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、また、既にウクライナ国民の多くの生命が奪われており、人道上からも断じて容認できない。

よって、かほく市議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤退及び国際法の遵守を強く求める。

ここに、決議する。